

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

2016年JAF国内競技車両規則の制定（改正概要）

[公示No.2015-073]

*年号の修正については省略

とする。

I 第1編 レース車両規定：

第1章 車両の分類

- 第1条「国内競技車両」の「部門I」に以下を追加する。
JAF-GT300MC：グランドツーリングカー300マザーシヤシー

第2章 レース車両の排気音量規制

改正なし。

第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定

改正なし。

第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定

改正なし。

第5章 量産ツーリングカー（N1）

改正なし。

第6章 特殊ツーリングカー（N2）

改正なし。

第7章 グランドツーリングカー300

*内容についてはJAFホームページに掲載しております「JAFモータースポーツニュースNo. 271（2015年8月11日発行）」をご確認ください。

第8章 グランドツーリングカー500（JAF-GT500）

*内容についてはJAFホームページに掲載しております「JAFモータースポーツニュースNo. 271（2015年8月11日発行）」をご確認ください。

第9章 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）に関する定義

改正なし。

第10章 スーパーFJ（S-FJ）

- 第11条11.2)「記載項目2」に以下を追加する。
ただし、2年毎の点検を継続したとしても消火装置の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することはできない。
-消火装置の製造者が、有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日（または初回充填期日）から7年間を目処とする。
-消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年（月）表示である場合、有効期間の起算日は当該年（月）の末日

第11章 フォーミュラ4（F4）

- 第1条「1.7) アクティブサスペンション」を削除する。
(以下条文番号を繰り上げ)
- 第2条2.7)「ウイング」を以下の通り改める。
各ウイングにガーニーフラップの取り付けが許されるが、外形形状は平板であれば自由、ただし同一断面形状をなすウイングの後端から前後30mm範囲に限り許される。このガーニーフラップとウイングとの間に隙間を開けてはならない。
- 第4条4.1)「エンジンの種類」を以下の通り改める。
レシプロピストンによる一般市販エンジンが使用できる。一般市販とは、誰もが容易に購入できるよう、価格と販路が公開される事である。ただし性能の均等化の為、新規に使用するレース用エンジンはJAFに申請し、承認を受けなければならない。
- 第6条6.1)を以下の通り改める。
走行中にドライバーの操作、電子的・機械的手段により調整できる機構は禁止する。
また、以下を追加する。
6.2) 装備されたショックアブソーバーの複数を関連させて操作、制御する機構は禁止する。
6.3) アクティブサスペンションは禁止する。
- 第11条11.2)「記載項目2」に以下を追加する。
ただし、2年毎の点検を継続したとしても消火装置の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することはできない。
-消火装置の製造者が、有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日（または初回充填期日）から7年間を目処とする。
-消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年（月）表示である場合、有効期間の起算日は当該年（月）の末日とする。

第12章 スーパーフォーミュラ（SF）

*内容についてはJAFホームページに掲載しております「JAFモータースポーツニュースNo. 271（2015年8月11日発行）」をご確認ください。

第13章 リブレ（その他の車両）（NE）

改正なし。

II 第2編 ラリー車両規定：

1. 第7条「最低重量」7.5) ④「スペアホイール」を以下の通り改める。
 - ・RN車両、RR車両については、最大1本までのスペアホイールを搭載する（スペアホイールを2本搭載している場合は、計測前に1本を取り外す）。
 - ・RJ車両、RPN車両、RF車両およびAE車両については、スペアホイールの重量は含まない。
2. 第4条「ロールケージ」の4.1)を以下の通り改める。

RR車両は、FIAまたはASNによって公認されたロールケージを装着しなければならない。RN車両は、FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項に従ったロールケージを装着しなければならない。

(略)

FIAまたはASNによって公認されたロールケージの使用は許されるが、アルミニウム製ロールケージの使用は許されない。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

ロールケージの材質はスチールとし、下記の規定に従うこと。

III 第3編 スピード車両規定：

1. 第1条「競技車両」に以下を追加する。（以下条文番号を繰り返す）
 - 1.5) スピードSAX車両：SAX車両
2. 第2条「車両の定義」に以下を追加する。（以下条文番号を繰り返す）
 - 2.5) スピードSAX車両（SAX車両）

本編第6章のスピードSAX車両適用規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有さない車両。

参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。

また、以下の通り改める。
 - 2.6) スピードB車両（B車両）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合した国土交通省認定車両で、第7章スピードB車両（B車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。
 - 2.7) スピードSC車両（SC車両）

FIA公認車両またはJAF公認車両あるいはJAF登録車両で、本編第8章のスピードSC車両適用規定に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有さない車両。

参加者は、車両（エンジン変更を行った場合は、変更したエンジンが当初搭載されていた車両を含み）の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。
 - 2.8) スピードD車両（D車両）

第8章スピードSC車両規定（SC車両）の改造規定における改造範囲を超えて改造または製作された車両で、本編第9章スピードD車両（D車両）規定に従った自動車登録番号標（車両番号標）を有さない車両。
 - 2.9) スピードAE車両（AE車両）

電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第10章の規定に基づく改造につ

いてはこの限りではない。また、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ローラーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2)による車両は除く。）で、第10章スピードAE車両（AE車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。

参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。

3. 第6条「車両の改造」を以下の通り改める。

本編第5条の定義に基づく第2章～第8章および第10章の改造規定に従った作業。

なお、第2章～第7章および第10章における当該車両について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取外して行う車両の整備または改造であって道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条で定めるものをいう。）をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。
4. 第6章「スピードSAX車両規定」を以下の通り追加する。（以下条文番号を繰り返す）
 - 第1条 安全規定

本編第5章スピードSA車両規定第1条「安全規定」と同一とする。
 - 第2条 一般改造規定

第1章一般規定、本章の安全規定および本章の一般改造規定で課せられている以外、すべての改造は禁止される。車両の構成要素は当初の機能を保持しなければならない。本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。

改造の範囲や許可される取付けは本編第5章スピードSA車両規定第3条～第9条（9.1）を除く）に規定される。

IV 第4編 付則：

レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則

1. 10. 「頭部および頭部の保護装置（FHRシステム）」3) (2)を以下の通り改める。

FHRシステムは、FIAテクニカルリストNo. 33、No. 41もしくはNo. 49に列記されている当該装置に適合するヘルメットと共に着用しなければならない。
2. 同3) (3)および「国内格式以下のレース競技における頭部および頭部の保護装置を使用する場合の条件」の②および③について、以下事前告知を追加する。

※2018年1月1日からFIA基準8858に合致したテザーおよびテザー取付点の使用が義務づけられる。

ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則

1. 3. 「頭部および頭部の保護装置（FHRシステム）」3) (2)を以下の通り改める。

FHRシステムは、FIAテクニカルリストNo. 33、No. 41もしくはNo. 49に列記されている当該装置に適合するヘルメットと共に着用しなければならない。
2. 同3) (3)および「国内格式以下の競技における頭部および頭部の保護装置を使用する場合の条件」の②および③に※印を付し、以下事前告知を追加する。

※2018年1月1日からFIA基準8858に合致したテザーおよびテザー取付点の使用が義務づけられる。

スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱

1. 7. 「頭部および頸部の保護装置（FHRシステム）」3）（2）を以下の通り改める。
FHRシステムは、FIAテクニカルリストNo. 33、No. 41もしくはNo. 49に列記されている当該装置に適合するヘルメットと共に着用しなければならない。
2. 同3）（3）および「国内格式以下の競技における頭部および頸部の保護装置を使用する場合の条件」の②および③に※印を付し、以下事前告知を追加する。
※2018年1月1日からFIA基準8858に合致したテザーおよびテザー取付点の使用が義務付けられる。

FIA公認の競技用シート

1. FIA基準8855-1999に従い公認された競技用シートに以下の通り3）を追加する。
3）シートは、シート製造者のインストラクションおよびテクニカルリストNo. 12に従って使用されなければならない。
 2. FIA基準8862-2009に従い公認された競技用シートに以下の通り4）を追加する。
4）シートは、シート製造者のインストラクションおよびテクニカルリストNo. 40に従って使用されなければならない。
- 以上

2016年 日本レース選手権規定

[公示No.2015-074]

※下線部 改正箇所

第1章 総 則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2016年（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

第2条 選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権

地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、複数のサーキットで1シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第3条 選手権の構成

1. 全日本選手権

全日本選手権は、次の2部門で構成される。

- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権（以下「SF」という。）
ドライバーおよびチームに選手権を与える。
- 2) 全日本フォーミュラ3選手権（以下「F3」という。）
ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。

2. 地方選手権

地方選手権は、次の4部門で構成される。1)、3)および4)は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による地域別にドライバーに選手権を与える。2)は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- 1) フォーミュラ4地方選手権（以下「F4」という。）
- 2) FIA-フォーミュラ4地方選手権（以下「FIA-F4」という。）
- 3) スーパーFJ地方選手権（以下「S-FJ」という。）
- 4) ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の

通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技		
		最 短	最 長	1ヒートの距離		合 計
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	F3	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	F4	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	ツーリングカー	30km	100km	—	—	—

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前迄に当初のレース距離を短縮することができる。
短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。
ただし、FIA-F4は、7回以上開催されなければ成立しない。
2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。
 - 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
 - 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
 - 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2)および3)の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。

- 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその付則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。
- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則
 - 2) 全日本フォーミュラ3選手権統一規則

第7条 競技の格式および認定

1. 全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」に従った格式の競技とする。
2. 全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からJAFが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。
3. JAFは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

第8条 選手権の登録申請

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJAFに申請書を提出すること。

なお、FIA-F4については、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJAFに申請書を提出する。

1. 選手権レースの開催月日、区分、部門
2. 開催場所、1周の距離
3. レースの走行距離（周回数）
4. その他、必要記載事項

第9条 組織許可

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式により当該レースの組織許可申請書をJAFに提出しなければならない。

- 1) 全日本選手権（国際格式）：開催日の4ヶ月前
- 2) 〃 （国内格式）：開催日の3ヶ月前
- 3) 地方選手権 ：開催日の2ヶ月前

第10条 日本レース選手権の公示

JAFは、各年度の初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

第11条 日本レース選手権の延期、中止、非開催

1. 日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の2ヶ月前までに、その理由を付してJAFに届け出を行い承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。
2. 日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

第12条 賞の授与

JAFは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第13条 規則違反

1. JAFは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大な違反を犯した者を選手権から除外することができる。
2. JAFは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選

手権得点を遡及して無効とすることがある。

第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、JAFがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第15条 参加車両

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

第16条 ドライバーの参加資格

1. SF
国際競技運転者許可証B以上の所持者が参加できる。
2. F3
国内競技運転者許可証A以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。
国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。
ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。
1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にFIAスーパーライセンスを所持している者。
2) 2014年～2015年のGP2、SFまたはFormula Renault 3. 5 Seriesにおいて、シリーズランキング上位8位までの者。

第17条 得点基準

1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJAFに登録されたドライバー、チームおよびエンジンチューナーを対象とする。
2. 得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F4：
当該年のJAF国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4（F4）とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
2. FIA-F4：
当該年のFIA国際競技規則付則J項に定めるFIA-F4とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
3. S-FJ：
当該年のJAF国内競技車両規則に定めるスーパーFJ（S-FJ）とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
4. ツーリングカー：
オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F4
限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。
1) 過去のレース出場実績が3回以上。
2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJAF公認レ

ーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。

4) JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2. FIA-F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2013年～2015年にGP2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2013年～2015年にGP2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. ツーリングカー

国内競技運転者許可証A以上の所持者が参加できる。

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分（赤旗による中断時間は除く）とする。
2. 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの2時間前までに終了していなければならない。
3. ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FIA-F4は、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4については、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

● 得点基準表 (F4、S-FJ、ツーリングカー)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点
	8位	9位	10位				
	3点	2点	1点				

得点基準表 (FIA-F4)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点
	8位	9位	10位				
	4点	2点	1点				

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に
次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
 - 1) F4およびS-FJ：
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%（小数点以下四捨五入）とする。
 - 2) FIA-F4：
選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。
 - 3) ツーリングカー：
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70%（小数点以下四捨五入）とする。
ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5回に満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。
5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。
 - 1) 有効得点（上記4.による選手権得点の対象レースで得た得点）の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 3) 上記1)および2)の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。
最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第22条 本規則の施行

本規則は、2016年1月1日より施行する。

以上

2016年日本ラリー選手権規定の一部改正

[公示No.2015-075]

※下線部 改正箇所

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2016年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の栄誉をたてるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

第2条 日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれにドライバー部門およびナビゲーター部門を設ける。

- ・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記はJapanese Rally Championshipとする。）
- ・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

第3条 タイトル

JAFは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り

消す場合がある。

1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。認定を受けようとするオーガナイザーは、カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本ラリー選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。
※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。
2. 各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会のうちから3戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

1. 選手権クラスの成立
全日本選手権は、各クラス5台以上のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。
地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。
2. 選手権競技会の成立
全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、選手権競技会として成立する。
なお、全日本選手権と地方選手権が併催される場合は、全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、それぞれ選手権競技会として成立する。
3. 選手権シリーズの成立
全日本選手権、地方選手権のいずれも選手権として成立した競技会数3戦以上を以て、選手権シリーズとして成立する。

第5条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。
 - 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその付則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

第2章 全日本選手権

第6条 競技形式および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、JAFが特に認めた場合はこの限りではない。
2. スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。
3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

第7条 参加車両

当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。

1. RR：
ラリーRR車両。
2. RN：
ラリーRN車両。
3. RJ：
ラリーRJ車両。自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した10年後の当該年末まで資格

を有する。

4. RPN：
ラリーRPN車両。同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。
5. AE：
ラリーAE車両。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	気筒容積が1600cc以下の2輪駆動のRPNおよびAE（気筒容積別区分なし）。
クラス2 (JN-2)	気筒容積が1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動のRPN。
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500cc以下の2輪駆動のRN、RJ。
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRN、RJ。
クラス5 (JN-5)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRN、RJ、およびRR（気筒容積別区分なし）。
クラス6 (JN-6)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRN、RJ。

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点を与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	ターマック	グラベル
50km~100km未満	1.0	1.2
100km~150km未満	1.2	1.5
150km以上	1.5	2.0

なお、第6条3.により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0.8とする。

3) デイ別得点

選手権として成立した各競技の各デイにおける第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、デイ毎に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2)の得点係数は乗じない。

順位	1位	2位	3位
得点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の決定

1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に7戦を、7戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。

2) 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。

- 3) 上記2)において、クラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。
 - (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRR車両、RN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm(外径39mm未満)を設定すること。
3. 第7条参加車両2.2)による年次制限を設定すること。

第13条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. 全日本選手権と同クラス区分
2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：
 - 次の1)～3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)～3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1. の全日本選手権と同クラス区分とする。
 - 1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大6区分以内とすること。
 - 2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。
 - 3) 上記1)および2)について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第14条 参加資格

1. 地方選手権に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後1年以上経過してなければならない。
2. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

JAF北海道ラリー選手権	：北海道
JAF東日本ラリー選手権	：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、

- | | |
|--------------------------|--|
| 山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉 | |
| JAF中部・近畿ラリー選手権 | ：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山 |
| JAF中四国ラリー選手権 | ：岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛 |
| JAF九州ラリー選手権 | ：福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄 |
3. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

第15条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2. 選手権順位の決定

- 1) 選手権として成立した競技会が7戦以上の場合には高得点順に6戦を、6戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。
- 2) 上記1)に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。JAFは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。
- 3) 上記2)において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。
 - (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第4章 一般規定

第16条 ブリーフィング

すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

ただし、ブリーフィングを実施しない場合、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付するものとする。なお、当該指示事項に追加/変更を生じた場合には、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第17条 保険

1. オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第6条に定める措置を講じること。
2. オーガナイザーは上記1. の保険に加え、当該競技会の参加者に対して傷害保険を付保すること。ただし、参加者

自身が傷害保険（または共済等）に加入しており、かつその事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

第18条 参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することができるが、この場合3日以内に当該理由を付してJAFに報告しなければならない。

第19条 選手権競技の延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、JAFにその理由を付して届け出を行い承認を受けたうえ、必要な公示を行わなければならない。
2. 正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

またJAFは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第20条 競技規則違反

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2. オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったとJAFが判断した場合、そのオーガナイザーに

対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

第21条 オブザーバーの派遣

1. JAFは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2. 翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けていなければならない。
3. 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記2. は適用されない。

第5章 規則の施行

第22条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、JAFにおいて、その処置を決定する。

第23条 本規定の施行

本規定は、2016年1月1日から施行する。

ただし、第3条1. については2015年8月17日から施行する。
以上

2016年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定の一部改正

[公示No.2015-076]

※下線部 改正箇所

第1章 総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、2016年（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則（本選手権規定およびスピード行事競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第1条 選手権の種別および区分

1. 日本ジムカーナ選手権
 - 1) 全日本ジムカーナ選手権
 - 2) 地方ジムカーナ選手権
地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。
ただし、JAFの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード行事公認コースで開催することができる。
(例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。)
2. 日本ダートトライアル選手権
 - 1) 全日本ダートトライアル選手権
 - 2) 地方ダートトライアル選手権
地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。
ただし、JAFの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード行事公認コースで開催することができる。
(例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。)

第2条 選手権競技会の格式

全日本選手権競技会の格式は国内競技とする。
地方選手権競技会の格式は準国内競技または国内競技とする。

第3条 選手権競技会の数

1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は8大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は8大会とする。
なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に1競技会の開催を原則とする。
2. 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。

第4条 オーガナイザー

全日本選手権：公認団体、公認クラブまたは加盟クラブが組織できる。
地方選手権：公認団体、加盟団体または公認クラブ、加盟クラブが組織できる。

第5条 選手権の申請資格

下記のいずれかの条件を満たすこと。

1. 全日本選手権：
 - 過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、JAFカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。
2. 地方選手権：
 - 1) 上記1. の全日本選手権申請資格のあるもの。
 - 2) 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の地方選手権競技会を1回以上開催した実績のあるもの。

3) 過去5年以内(5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間)に地方格式以上の当該競技種目の競技会を3回以上開催した実績のあるもの。
※共催について:

上記1. または2. の申請資格を満たすクラブ(団体)と申請資格を満たさないクラブ(団体)の共催による申請は3クラブ(団体)以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記1. または2. に定める開催実績として認める。

第6条 選手権の登録申請

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

なお、全日本選手権の登録申請は、競技種目毎に1クラブ(団体)1申請までとする。

1. 選手権の開催月日、種別、区分、部門、およびクラス区分
2. 選手権の開催場所
3. コース公認申請者の同意:
カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする(カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする)。
4. その他必要事項

第7条 選手権開催日程

全日本選手権: 当該年の1月1日~10月第2日曜日

地方選手権: 当該年の1月1日~10月第1日曜日

第8条 選手権の認定

JAFは、当該選手権として申請された中から日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関するJAFからの指示事項に従わなければならない。JAFは競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 選手権競技会の公示

JAFは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJAF所定の書式により組織許可申請書類をJAFに提出しなければならない。

1. 全日本選手権競技会は開催日の3ヶ月前まで。
2. 地方選手権競技会は開催日の2ヶ月前まで。

第11条 参加車両

1. PN部門

PN部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則(以下「車両規則」という。)第3編スピード車両規定に定めるスピードPN車両(PN車両)に適合したものととする。

2. N部門

N部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両(N車両)に適合したものととする。

3. B部門

B部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードB車両(B車両)に適合し

たものとする。(地方選手権のみに適用。)

4. SA部門

SA部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両(SA車両)に適合したものととする。

5. SAX部門

SAX部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSAX車両(SAX車両)に適合した車両とする。

6. SC部門

SC部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両(SC車両)に適合したものととする。

7. D部門

D部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両(D車両)に適合したものととする。

8. AE部門

AE部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則に定める当該車両規定に適合したものととする。

第12条 選手権の部門およびクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

1) 全日本ジムカーナ選手権:

(1) 部門:

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA部門、SC部門およびAE部門の5部門で構成される。

(2) クラス区分:

PN、N、SA、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門:

クラス1: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動(FF、FR)のPN車両。

クラス2: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF、FR)のPN車両。

クラス3: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF、FR)のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

クラス4: クラス1、クラス2およびクラス3に該当しないPN車両。

スピードN車両部門:

クラス1: 前輪駆動のN車両。

クラス2: 後輪駆動のN車両。

クラス3: 4輪駆動のN車両。

スピードSA車両部門:

クラス1: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両。

クラス2: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両。

クラス3: 4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門:(クラス区分なし)

スピードAE車両部門:(クラス区分なし)

2) 地方ジムカーナ選手権:

(1) 部門:

地方ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、B部門、SA部門、SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の中から、下記(2)の①または②の何れかに区分された部門により構成される。

(2) クラス区分:

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、JAFの承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- a. クラス区分は最大14区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（PN、N、B、SA、SC、D、AE）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。
- b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。
- c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA部門、SC部門、D部門およびAE部門の6部門で構成される。

(2) クラス区分：

PN、N、SA、SC、D、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年または、JAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

スピードN車両部門：

クラス1：2輪駆動のN車両。

クラス2：4輪駆動のN車両。

スピードSA車両部門：

クラス1：2輪駆動のSA車両。

クラス2：4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門：

クラス1：2輪駆動のSC車両。

クラス2：4輪駆動のSC車両。

スピードD車両部門：（クラス区分なし）

スピードAE車両部門：（クラス区分なし）

2) 地方ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

地方ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、B部門、SA部門、SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の中から、下記(2)の①または②の何れかに区分された部門により構成される。

(2) クラス区分：

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、JAFの承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- a. クラス区分は最大11区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（PN、N、B、SA、SC、D、AE）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

- b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。
- c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。

第13条 参加資格

当該年度有効なJAF競技許可証所持者とする。

第14条 参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第15条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

1) 全日本選手権は、各競技会において各部門各クラス5台以上の出走を以って成立する。

2) 地方選手権は、各競技会において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第16条 選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヶ月前までに理由を付してJAFに届出を行い承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、JAFは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条 規則違反

1. 選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、JAFは当該違反者に対し罰則を適用する。

2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第18条 選手権保持者の認定

1. JAFは第12条の各部門各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。

2. 得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。

3. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。

1) 有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。

- 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数が多い順に順位を認定する。
- 3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。
- ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
- 例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第19条 得点基準

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

得点基準表：

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点
	8位	9位	10位				
	3点	2点	1点				

第20条 賞の授与

日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権保持者として認定された者に対し、JAFは資格認定証およびJAFが別に定める「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第2章 参加に関する規定

第21条 参加申込みに関する規定

1. 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
2. 全日本選手権
 - 1) シードドライバー
 - (1) JAFは前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位6名を当該部門クラスの当該年度シードドライバーとして認定する。
 - (2) シードドライバーは全日本選手権の認定された部門クラスに限り参加を優先的に認められる。
 - 2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り2名まで認められる。
3. 地方選手権
 - 1) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。
 - 2) 前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1位までに認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。

第22条 参加申込者に対する参加拒否

組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。

第3章 競技会運営に関する規定

第23条 プラクティス（練習）

オーガナイザーがプラクティスを行う場合は、全参加者にそのスケジュールを公開すること。

第24条 ドライバー変更

ドライバー変更は認められない。

第25条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第26条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペ

ナルティーの対象となる。

第4章 競技に関する規定

第27条 公式予選

オーガナイザーは、選手権競技会に公式予選を設ける場合は、その実施方法について競技会特別規則に明記すること。

第28条 コースの慣熟

オーガナイザーは、発表したコースについて、参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。

第29条 信号合図

選手権競技会で使用する信号合図は「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に従うこと。特別な信号を使用する場合は競技会特別規則に明記すること。

第30条 順位の決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第31条 競技会の成立、延期、中止、短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

第5章 一般規定

第32条 競技車両のパドック待機

1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。
2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

第33条 参加者（ドライバー）の遵守事項

1. 参加者は、当該選手権への参加に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 参加者は、当該競技期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証すること。
3. 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取等を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

第34条 保険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2.に定める措置をとること。

第35条 競技会特別規則

オーガナイザーは、JAFの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

第6章 選手権規定の施行に関する規定

第36条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、JAFがその処置を決定する。

第37条 選手権規定の変更

JAFは年度途中においても本選手権規定を見直す場合があります。

本選手権規定は2016年1月1日から施行する。
ただし、第6条3. 第12条1. 2) (2) ②c. および第12条2. 2) (2) ②c. については2015年6月1日から施行する。
以上

第38条 本選手権規定の施行

JAFスポーツ資格登録規定の一部改正

[公示No.2015-077]

※下線部 改正箇所
第1章～第2章 略

第3章

第1条 略

第2条 競技許可証の新規申請

1. 1) 略
- 2)
 - (1)～(3) 略
 - (4) CIK-FIAカート国際ドライバーライセンスC以上の所持者は同一年または翌年の競技運転者許可証国内A以下の許可証を申請できる。
 - (5) 略

(6) 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証、またはカート国内Aライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内Bの許可証を申請できる。

JAFは申請に基づき、審査のうえ当該申請者に対し、所定の自動車競技運転者許可証の発給を行うこととする。

以下、第5章まで略

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2015年11月1日より施行する。

以上

国内スピード行事コースの新規公認について

[公示No.2015-078]

「JAF国内スピード行事コースの公認に関する規定」に基づき、下記のとおり、2015年度のコース公認をいたしましたのでお知らせいたします。

- ・ ツインリンクもてぎ南コース
コース所在地：栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL:0285(64)0200
コース申請者：株式会社モビリティランド
コースの種別：ジムカーナコース
公認の種別：常設1級

公認有効期間：2015年7月7日～

- ・ エビスサーキット西コース
コース所在地：福島県二本松市沢松倉1番地
TEL:0243(24)2972
コース申請者：株式会社エビスサーキット
コースの種別：ダートトライアルコース
公認の種別：常設2級
公認有効期間：2015年7月16日～

JAF-GT300トラクションコントロールシステムの承認について

[公示No.2015-079]

国内競技車両規則第1編レース車両規定第7章ランドツーリングカー300 (JAF-GT300) 2.1.2) に基づき、以下のトラクションコントロールシステムが承認されましたのでお知らせします。

申請者名	ECU製造者	ECU型式	JAF番号
(株)M-TEC	Cosworth	Pectel MQ12 ECU	JEP-024

以上

フォーミュラ4 (F4) 用エンジンの承認について

[公示No.2015-080]

国内競技車両規則第1編レース車両規定第11章フォーミュラ4 (F4) 4.1) に基づき、以下のエンジンが承認されましたのでお知らせします。

JAF番号	申請者	申請内容	備考
JF4-028-15	(株)戸田レーシング (日本F4協会)	F4レース認定エンジン	(株)戸田レーシング:B18C TODA1.85L
JF4-029-15	(株)戸田レーシング (日本F4協会)	F4レース認定エンジン	(株)戸田レーシング:B18C TODA1.9L

以上

2016年FIA国際スポーツカレンダー登録申請一覧

[公示No.2015-081]

2015年7月31日現在

No	開催日	競技会の名称	オーガナイザー	格式	開催場所
1	1/29~31	2016 FIA International Rally 2016年JAF東日本ラリー選手権第 戦 Rally of Tsumagoi (Grp. A.N)	AG.MSC北海道 JAC	国際	群馬
2	4/8~10	2016 SUPER GT Round1 岡山GT300KMLレース (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)岡山国際サーキット AC (株)GTアソシエーション	国際	岡山国際
3	4/15~17	2016年全日本スーパーフォーミュラ選手権 鈴鹿サーキット (SF)	GSS SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
4	5/2~4	2016 SUPER GT Round2 FUJI500kmレース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FMC (株)GTアソシエーション	国際	富士
5	5/20~22	2016 SUPER GT Round3 SUPER GT in KYUSHU (JAF-GT, FIA-GT3)	APC (株)オートポリス (株)GTアソシエーション	国際	オートポリス
6	5/27~29	2016年全日本スーパーフォーミュラ選手権 岡山国際サーキット (SF)	(株)岡山国際サーキット AC	国際	岡山国際
7	7/15~17	2016年全日本スーパーフォーミュラ選手権 富士スピードウェイ (SF, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富士
8	7/22~24	2016 SUPER GT Round4 SUGO300KMLレース (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)菅生 SSC (株)GTアソシエーション	国際	スポーツランド SUGO
9	8/5~6	FIA ALTERNATIVE ENERGIES CUP ソーラーカーレース鈴鹿 2016 (ソーラーカー)	JAF (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
10	8/5~7	2016 SUPER GT Round5 FUJI300kmレース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FMC (株)GTアソシエーション	国際	富士
11	8/19~21	2016年全日本スーパーフォーミュラ選手権 ツインリンクもてぎ (SF)	(株)モビリティランド M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
12	8/26~28	2016 SUPER GT Round6 第45回インターナショナルSUZUKA1000km (JAF-GT, FIA-GT3)	KSCC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
13	9/9~11	2016 FIA世界ツーリングカー選手権 (FIA-S2000)	(株)モビリティランド M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
14	9/9~11	2016年全日本スーパーフォーミュラ選手権 オートポリス (SF)	APC (株)オートポリス	国際	オートポリス
15	9/23~25	2016 FIA アジアパシフィックラリー選手権 RALLY HOKKAIDO (Grp. A.N)	AG.MSC北海道	国際	北海道
16	9/23~25	2016年全日本スーパーフォーミュラ選手権 スポーツランドSUGO (SF)	(株)菅生 SSC	国際	スポーツランド SUGO
17	10/7~9	2016FIAフォーミュラ1 世界選手権シリーズ日本グランプリ (F1)	SMSC	国際	鈴鹿
18	①10/7-9 ②10/14-16 ③9/30-10/2	2016FIA世界耐久選手権シリーズ 6 Hours of FUJI (LMP-1, LMP-2, GT Endurance)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富士
19	11/4~6	2016年全日本スーパーフォーミュラ選手権 第15回JAF鈴鹿グランプリ (SF)	NRC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
20	11/11~13	2016 SUPER GT Round8 もてぎGT250kmレース (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)モビリティランド M.O.S.C. (株)GTアソシエーション	国際	ツインリンク もてぎ
21	12/9~11	2016 Asian Le Mans Series Round 3 Hours of FUJI (LMP2, LMP3, GTE)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富士

「競技会名称」欄に記載されている()内の記号は、競技車両を指します。

2016年全日本ジムカーナ選手権カレンダー一覽

[公示No.2015-082]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月5日~3月6日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第1戦 全日本ジムカーナ in 岡山国際サーキット Supported by EXEDY	チームオレンジオブ岡山 (株)岡山国際サーキット アイダクラブ	岡山国際サーキット	F
2	4月23日~4月24日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第2戦 オールジャパンジムカーナ イン エビス	奥州ピクトリーサークルクラブ	エビスサーキット 西コース	B
3	5月21日~5月22日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第3戦 ALL JAPAN GYMKHANA in 名阪 まぼろば決戦	モータリストクラブレイジー ダブリュエス	名阪スポーツランド Cコース	E
4	6月18日~6月19日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦 2016年JMRC北海道ラジアルシリーズ第4戦 オールジャパンジムカーナ	カースポーツクラブコクビット AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランド スナガワジムカーナコース	A
5	7月16日~7月17日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第5戦 スーパースラローム in 久万高原	チーム.エトワール 瀬戸風モータースポーツクラブ愛媛 ドライバースクラブルーキー	美川スポーツランド	G
6	8月6日~8月7日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第6戦	チームシェイクダウン (株)モビリティランド	ツインリンクもてぎ 南コース	C
7	9月10日~9月11日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第7戦 とびうめジムカーナフェスティバル in 九州	エアーシルシーとびうめ ラリーチームクロスロード	スピードパーク恋の浦	H
8	10月8日~10月9日	2016年JAF全日本ジムカーナ選手権第8戦 SUPER GYMKHANA IN IOX-AROSA	エースナビゲーター &ドライバース チーム.エー.ピー.シー	イオックスアローザ スポーツランド	D

以上

2016年JAFカップオールジャパンジムカーナ

[公示No.2015-083]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	11月12日~11月13日	2016年JAFカップオールジャパンジムカーナ in 九州 2016年JMRC全国オールスタージムカーナ	モータースポーツクラブプラスカル ラリーチームクロスロード	スピードパーク恋の浦	H

以上

2016年全日本ダートトライアル選手権カレンダー一覽

[公示No.2015-084]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月19日~3月20日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第1戦 DIRT-TRIAL in NASU	フォレストスポーツクラブ モータースポーツクラブうめぐみ	丸和オートランド那須	C
2	4月16日~4月17日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第2戦 RASCAL SPRING TRIAL IN KYUSHU	モータースポーツクラブプラスカル 福岡モータースポーツクラブ	スピードパーク恋の浦	H
3	5月21日~5月22日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第3戦 北海道ダートスペシャル in スナガワ	AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランドスナガワ ダートトライアルコース	A
4	6月19日~6月19日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第4戦 ダートスプリント in 門前	スリーアール	輪島市 門前モータースポーツ公園	D
5	7月10日~7月10日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第5戦 2016年東北ダートトライアル IN KIRIYANAI	モータースポーツクラブはちのへ モータースポーツクラブあきた	サーキットパーク切谷内	B
6	7月31日~7月31日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第6戦 ALL JAPAN SUPER DT 2016	チーム.エフ エムスリーレーシング	丸和オートランド那須	C
7	9月3日~9月4日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第7戦 スーパードライアル in 今庄	チームシャレット エフオートスポーツクラブ 東濃カースポーツクラブ	オートパーク今庄	D
8	10月1日~10月2日	2016年JAF全日本ダートトライアル選手権第8戦 NANO TOPカップ ダートトライアル in タカタ	カークラブ錦 チームテスタスポーツ	テクニックステージ タカタ	F

以上

2016年JAFカップオールジャパンダートトライアル

[公示No.2015-085]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	11月5日~11月6日	2016年JAFカップオールジャパンダートトライアル JMRC全国オールスターダートトライアル in 中部	エフオートスポーツクラブ チームシャレット 東濃カースポーツクラブ	オートパーク今庄	D

以上

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）発行件数一覧と申請方法

[公示No.2015-086]

国際モータースポーツ競技規則第2条2)、第2条3)、第3条9)、およびJAFスポーツ資格登録規定第7条2に基づき、JAFが「海外競技会出場証明書（サーティフィケート）」を発行した件数です。

2015年6～7月発行分

開催日（申請種別）	競技会名	開催場所	発行数
数次用			15
6月11日～6月14日	Rotax Asia Zone Challenge (4)	Pekan, MALAYSIA	1
6月19日～6月21日	2015 Asian Formula Renault Rd. 5&6	Zhuohai International Circuit, CHINA	1
6月19日～6月21日	FIA Asia Pacific Rally Championship - International Rally of Queensland -	Queensland, AUSTRALIA	3
6月20日～6月21日	Autobacs Super GT Rd3 Buriram Super GT Race	Chang International Circuit, THAILAND	78
6月26日～6月27日	2015 Mahindra North Island Endurance Series	Hampton Downs Motorsport Park, NEW ZEALAND	1
6月27日～6月28日	FIA Formula E Championship	Battersea Park, UK	1
7月3日～7月5日	Formula Masters China Series	Penbay International Circuit, TAIWAN	1
7月17日～7月19日	Korea China Japan Motorsport Festival	Korea International Circuit, KOREA	35
7月24日～7月25日	2015 Mahindra North Island Endurance Series	Pukekohe Park Raceway, NEW ZEALAND	1
7月30日～8月2日	Neste Oil Rally Finland	Finland	2
8月1日～8月2日	Super Race Championship Round 5	INJE International Circuit, KOREA	1
8月7日～8月9日	Formula Masters China Series	Kuala Lumpur Street Circuit, MALAYSIA	1
8月8日～8月14日	ASIA Cross Country Rally 2015	THAILAND	8
8月14日～8月16日	FIA Asia-Pacific Rally Championship -Malaysian Rally	MALAYSIA	9
8月14日～8月16日	Malaysian Rally Championship Round 3	MALAYSIA	2
8月15日～8月16日	Rotax Max Asia/Malaysia Challenge Round 5	Sepang International Karting Circuit, MALAYSIA	1
8月22日～8月23日	RAAT Thailand Endurance Championship International 2015	Chang International Circuit	1
9月4日～9月6日	GT Asia Series Malaysia Round	Sepang International Circuit, MALAYSIA	2
9月24日～9月27日	CIK-FIA World KF Championship	La Conca-Muro Leccese, ITALY	3
10月30日～11月1日	FIA Asia-Pacific Rally Championship -China Rally	CHINA	1

●海外競技会出場証明書（サーティフィケート）申請について

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）は、JAF発行のライセンスを所持する方が、海外で開催されるASN公認の四輪またはカートの競技に参加・出場する際、競技会の格式が国際または国内を問わず必要な証明書です。

ただし、国内カートライセンスでは、海外のカート競技に参加・出場することはできません。

出発日の2週間前までに所定の申請書に記入のうえ、申請料を添えてJAF支部に申請してください。

【必要書類】

競技運転者(コドライバー含む)用	参加者用
<ul style="list-style-type: none"> 海外競技会出場に関する証明申請書 写真(3cm×3cm、無帽、無背景) ※髪などで顔が隠れていないもの 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込) 	<ul style="list-style-type: none"> 海外競技会出場に関する証明申請書 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込)

所定の申請書はJAF窓口で入手するか、JAFホームページ (<http://www.jaf.or.jp/>→モータースポーツ→データ室→各種申請書等→海外競技会出場証明書申請書) からダウンロードすることができます。

1回用：1競技会限定のサーティフィケートです。
 数次用：当該年度中、複数の競技会に有効なサーティフィケートです。
 3競技会以上出場のご予定があればこちらをお薦めします。

【申請受付】

JAF地方本部・支部で受付しています。持参または郵送（現金書留）にてご申請ください。

お問い合わせ先（JAF地方本部モータースポーツ窓口）

北海道本部 ☎ 011-857-7155	関西本部 ☎ 072-645-1300
東北本部 ☎ 022-783-2826	中国本部 ☎ 082-272-9967
関東本部 ☎ 03-6833-9140	四国本部 ☎ 087-867-8411
中部本部 ☎ 052-872-3685	九州本部 ☎ 092-841-7731

2016年「JAFモータースポーツ専門部会」委員候補者の公募について

[公示No.2015-087]

2016年の「JAFモータースポーツ専門部会」10部会の内、7つの部会について、JAFモータースポーツライセンスを所持し、登録クラブの推薦を受けた方の中から委員候補者を公募いたします。

応募資格、応募方法などはJAFモータースポーツニュースNo.272（下記URL参照）をご覧ください。

URL： <http://www.jaf.or.jp/msports/msinfo/msinfo.htm>

以上

2015年関東ジムカーナ選手権第9戦の開催場所の変更について

[公示No.2015-088]

JAFスポーツ誌2014年12月号（公示No.2014-123）で公示しました標記カレンダーが以下の通り変更となりましたので、お知らせします。

・2015年関東ジムカーナ選手権第9戦開催場所の変更：
 関越スポーツランド → **さくらモータースポーツランド**
 以上

車両公認一覧

[公示No.2015-089]

JAFからの公示・お知らせ

	会社名	車両名	型式	申請分類グループ	申請内容	JAF公認No.
1	本田技研工業(株)	CIVIC TYPE R	FN2	FIA・A ER	ランニングギア	JA-215 ER 21/5
2	日産自動車(株)	GT-R	R35	FIA・GT3 VF	日産自動車、及び、レインライトのサプライヤー 都合による部品仕様の変更	JG-005 VF 23/3
3	トヨタ自動車(株)	GT86	ZN6	FIA・A VR3	R3 C変型	JA-226 VR3 1/1
4	〃	〃	〃	FIA・A VO	DOOR FOAM	JA-226 VO 2/1
5	〃	〃	〃	〃	GLAZING	JA-226 VO 3/2
6	〃	〃	〃	〃	SAFETY CAGE	JA-226 VO 4/3
7	〃	〃	〃	〃	BODY SHELL	JA-226 VO 5/4
8	〃	トヨタランドクルーザー	VDJ200	FIA・T2 新型	新型申請	FT-104
9	〃	〃	〃	FIA・T2 VO	ファイナルドライブ、ルーベント	FT104 VO 1/1

※上記の車両公認申請は、現在、FIAへ申請中です。発効日等のお問い合わせはJAFモータースポーツ部までお寄せ下さい。

VF：供給変型、VO：オプション変型、VP：プロダクション変型、ET：正常進化、ES：スポーツ進化、ER：誤記訂正、VK：キットカー変型、KS：スーパー2000変型、WR：ワールドラリーカー変型、VR：グループR変型、EVO：進化

Aライセンス講習会 日程

[公示No.2015-090]

開催日	時間	開催場所	申込先	TEL	主任講師	受講料		教材費
						上段：B所持者	下段：B非所持者	
9月19日	9:40~17:00	富士スピードウェイ 静岡県駿東郡小山町	ソニックレーシング	055-967-8878	栗田 吉晴	¥20,000/ ¥24,700		実費
10月4日	8:00~14:00	阿讃サーキット 徳島県三好郡東みよし町	ドライバーズ・クラブ・ルーキー	089-924-0220	大西 周	¥20,900/ 受講対象外		実費
10月12日	9:30~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	TMAC	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000		実費
10月12日	11:00~17:00	十勝インターナショナルスピードウェイ 北海道河西郡更別村	十勝スピードウェイクラブ	0155-52-3910	小谷 泰寛	¥20,000/ ¥23,000		実費
11月1日	9:00~16:30	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームクレーレーシング	03-3766-3312	平塚 由紀人	¥20,000/ ¥24,000		実費
11月15日	8:00~14:00	阿讃サーキット 徳島県三好郡東みよし町	ドライバーズ・クラブ・ルーキー	089-924-0220	大西 周	¥20,900/ 受講対象外		実費
11月25日	9:30~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	TMAC	03-3611-6687	稲村 政幸	¥19,000/ ¥23,000		実費

公認審判員講習会日程

[公示No.2015-091]

開催日	時間	開催場所	種別	申込先	主任講師	受講料(1科目)	教材費
11月1日	9:00~16:30	スポーツランドSUGO 宮城県柴田郡村田町	技術・コース・計時 A1/A2/B1/B2	982-8692 宮城県新仙台郵便局私書箱20号 にっかわくらぶ事務局 080-3192-8147	田村 喜久男	¥12,500	実費
11月28日	9:00~17:30	岡山国際サーキット 岡山県美作市	技術・コース・計時 A1/A2/B1/B2	849-3216 佐賀県唐津市相知町町切537 ケイ・アール・エス 090-6290-6570	古賀 修	¥12,000	実費
11月29日	7:00~18:00	阿讃サーキット 徳島県三好郡東みよし町	技術・コース・計時 A1/A2/B1/B2	791-8022 松山市美沢2-5-33 山本自動車工業内 089-924-0220	大西 周	¥12,500	実費

JAF公認ロールケージ一覧

[公示No.2015-092]

	会社名	JAF公認No.	申請内容	備考
1	トヨタ自動車(株)	JRH-035-15	レクサス RC F(USC10)用ロールケージ	

※上記は2015年7月7日付で承認されました。

2015年7月31日より、ASN公認ロールケージとして有効です。(但し、該当する車両規定がその使用を認めている場合)

RACING KART INFORMATION

2016年JAF国内カート競技車両規則（改正概要）

[公示No.2015-K007]

※下線部 改正箇所

第1条 カート競技車両の分類

(略)

1. カート競技車両のクラス区分

カートは、使用されるエンジンによって、次の8つのカテゴリーに区分される。

クラスKF1、KZ1、KZ2は格式準国内以上の競技として、クラスKF2は格式制限付以上の競技として行われなければならない。

(略)

	カテゴリー	クラス	排気量
1	FP	FP-Jr	100cc
		FP-Jr Cadets	100cc
		FP-2	100cc
		FP-3	100cc
2	FC	FC	125cc
		FC-2	125cc
3	FS-4	FS-4	280cc
4	FS-125	FS-125	125cc
5	KF	KF4	125cc
		KF3	125cc
		KF2	125cc
		KF1	125cc
6	OK	OK	125cc
		OK-Junior	125cc
7	KZ	KZ2	125cc
		KZ1	125cc
8	Superkart	Superkart	250cc

第2条 定義

1. ~2. (略)

3. エンジン

1) ~4) (略)

5) デコンプレッションバルブ

エンジン始動段階においてエンジン圧縮を制限することを唯一の目的とした受動的機械式システムを意味する。始動段階が終了した場合、バルブは閉じなければならない。エンジンが始動した状態でカートがトラック上にある場合は作動してはならない。いかなる状況においても、またどんな時でも、本システムは、規定された最小値を下回ってエンジン燃焼室の容積を減少させてはならない。

4. ~6. (略)

第3条~第5条 (略)

第6条 寸法と重量

1. (略)

2. 重量

1) 車両最低重量制限

①カテゴリーFP	: FP-Jr	: 130kg
	: FP-Jr Cadets	: 110kg
	: FP-2	: 145kg
	: FP-3	: 145kg

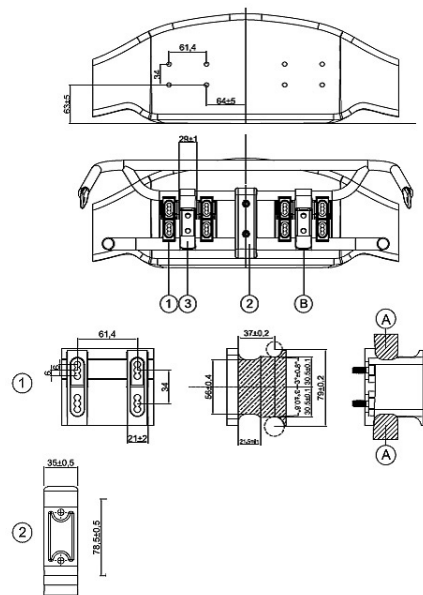
- ②カテゴリーFC : FC : 165kg
: FC-2 : 165kg
- ③カテゴリーFS-4 : FS-4 : 別途定める
- ④カテゴリーFS-125 : FS-125 : 別途定める
- ⑤カテゴリーKF : KF4 : 別途定める
: KF3 : 145kg
: KF2 : 158kg
: KF1 : 158kg
- ⑥カテゴリーOK : OK : 145kg
: OK-Junior : 140kg
- ⑦カテゴリーKZ : KZ2 : 175kg
: KZ1 : 175kg
- ⑧カテゴリーSuperkart : Superkart : 205kg/215kg

2) ~4) (略)

第7条~第8条 (略)

第9条 ボディワーク

(略)



A...この領域にはいかなる部品も（例えばネジであっても）許されない。

B...フックランプは工具を用いることなく手で開け閉めできること。

フロントフェアリング取付キットを使用してフェアリングをカートに取り付けることのみが認められる。他の手段は認められない。フロントフェアリングは、自由にシャシーの方向へ後退できなければならず、その動きを制限するような部品による妨げがあってもならない。

フロントバンパー（上下パイプ）はシャシーに強固に結合され、表面が平坦でなければならない。フロントバンパーの摩擦を最大化するよういかなる機械加工やその他の作業は厳重に禁止される。

2. (略)

第10条～第14条 (略)

第15条 ブレーキ

すべてのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に作動する有効な足踏式ブレーキを備えなければならない。ブレーキは、ドラムまたはディスク型のいずれでもよい。

連結するワイヤーおよびロッドは2重にすることが推奨される。

手動操作フロントブレーキは、カテゴリFCでの装着が禁止される。

以下のクラスはフロントブレーキの装着が禁止される。

KF3、OK-Junior、FP-Jr、
FP-JrCadets、FP-2、FP-3

(略)

第16条～第19条 (略)

第20条 エンジン

1. 概要

エンジンとは、シリンダーブロック、クランクケース、該当する場合はギヤボックス、点火システム、1つまたは複数のキャブレターおよび排気マフラーを含め、走行可能状態の車両の推進装置一式と理解される。

全てのインジェクション・システムを禁止する。燃料以外の物質の噴霧は禁止とする。

エンジンは、コンプレッサー他、いかなるシステムの過給装置も装備されてはならない。

SuperkartおよびFPについては、空冷または液冷方式による冷却装置（100ccのシリンダーおよびシリンダーヘッドのみ）が許可される。液冷方式の場合、水(H₂O)のみが許可される。

KF4、KF3、KF2、KF1、OK、OK-Junior、KZ2、KZ1のエンジンは、製造者のカタログに記載され、CIK-FIAによって設定された書式に基づく「公認書式」に記載される対象とならなければならない。この公認書式は、ASNおよびCIK-FIAによって証印が押され、署名されるものとする（公認規則参照）。

(略)

2. ～3. (略)

4. ウォーターポンプ

カテゴリFC、FS-125、KF4、KF3、KF2、KF1、OK、OK-JuniorおよびSuperkartを除き、ウォーターポンプはエンジンから独立し、エンジンもしくはリアホイールアクスルにより機械的に制御されなくてはならない。

5. キャブレター

(略)

KF3、KF2、KF1、OKおよびOK-Juniorのキャブレター：第8章を参照。

6. イグニッション

(略)

KF4、KF3、KF2およびKF1について、使用される点火装置はインテグレートド・レプリミッターを備えたデジタル方式でなければならない。

OKおよびOK-Juniorについて、使用される点火装置はインテグレートド・レプリミッターを備えたデジタル方式で非プログラム式でなければならない。その作動にバッテリーが必要であってはならない。

ローターが外側にあり、突出し、露出している点火装置については、回転部分を覆う防護装置が備えられていなければ

ならない。カートの走行中に、エンジン機能のパラメーターを自動制御することを可能とするすべての電子装置は禁止とする。

審査委員の決定により、エンタラントの点火装置を、CIK-FIAまたはJAFにより供給された点火装置と交換することができる（公認を得た同じモデル）。

OKおよびOK-Juniorを除き、いかなるときも配線が交換できるようにコネクターが同じであれば、スターターキー・ユニットに替えて、ひとつまたはふたつのスタート/ストップ押しボタンを用いることが許可される。

第21条 吸気消音器

1) ～5) (略)

6) KF4、KF3、KF2、KF1、OK、OK-Junior：ダクト最大23mm

KZ1、KZ2：ダクト最大30mm

Superkartでは容量の変化するエアボックスの使用は禁止とする。

第22条 排気

すべてのカテゴリで、磁気反応鋼材製でなければならない。

KF4、KF2およびKF1においては、排気装置は公認を得ていなければならない。

OKにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No. 21）のものでOK用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。

OK-Juniorにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No. 23）のものでOK-Junior用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。
(略)

第23条～第25条 (略)

第26条 ホイールおよびタイヤ

1. ホイールおよびタイヤ

1) ～3) (略)

4) タイヤが制限される特定の車両クラスは別途定める付則「指定カートタイヤについて」によって指定されたタイヤを使用しなければならない。

①KF3、KF2、OK、OK-Junior、Superkart：CIK-FIA公認タイヤの使用が義務付けられる。

② (略)

5) ～6) (略)

2. (略)

第27条～第28条 (略)

第29条 公認

1. 公認

1) シャシーの公認

本条4. に従って、KF3、KF2、OK、OK-JuniorおよびKZ2のシャシーはCIK-FIAまたはJAFの公認を得なければならない。

2) (略)

2. ～3. (略)

4. 許容公差

1) エンジン

公認書に記載されている技術的仕様（写真、図、寸法）、および本条5. に従って許可される改造を考慮に入れることによって、公認されたエンジンまたはエンジンの部品を識別できなければならない。管理のため次の許容公差が許される。

①コネクティングロッドセンターライン ±0.2mm

②ピストンストローク（エンジン組み立て時） ±0.2mm

ピストンストローク（エンジン分解時） ±0.2mm

- ③KFおよびOKエンジン（ピストン、クランクシャフト、コンロッド、リードボックス、バランスシャフト）
- ④すべての125ccエンジンの排気装置 ±0.1mm
KFエンジン用に製造された部品（No. 1、No. 5） ±3mm

OKエンジン： 排気装置：図No. 21参照

パワーバルブ：図No. 22参照

OK-Junior： 排気装置：図No. 23参照

- ⑤吸気・排気開口角度 ±2°
(KF、OKおよびOK-Juniorエンジンは除く)
- ⑥イグニッション、エンジン：点火タイミング交差 ±3°
- ⑦公認ギヤボックス（エンジン3回転後の数値） ±3°
寸法は全てメートル法（cm、mm、kg、°（度）等）で測定される。

2)～5) (略)

5.～7. (略)

第30条 テレメトリ

- 1. (略)
- 2. データロガー（データ蓄積装置）
データロガーの仕様は自由であるが、エンジンの通常の作動に影響や変更を及ぼしてはならない。
KF4、KF3、KF2、KZ2において、排気温度センサーを使用することは自由であるが、公認されたエキゾーストまたは寸法が規制されたマニホールドを改造することはできない。
OKおよびOK-Juniorにおいて、排気温度センサーは、OKについては図No. 21、OK-Juniorについては図No. 23に指定された位置にのみ取り付けすることができる。
- 3. (略)

第31条～第42条 (略)

第43条 KF3

- 1.～7. (略)
- 8. 最大直径20mmの2本の調整用スクリューを備えるKF3公認バタフライタイプキャブレターで、厳密にオリジナルのままではなければならない。疑義を避けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造上の公差の範囲内で、公認査察時に査察員によって封印されC I K - F I Aで保管されているキャブレターとすべての面で同一でなければならないことを意味する。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に適合していなければならない。
- 9.～10. (略)
- 11. タイヤ：C I K - F I A公認5インチオプションタイプ。
- 12.～13. (略)

第44条 KF2

- 1.～5. (略)
- 6. 最大直径24mmの2本の調整用スクリューを備えるKF2公認バタフライタイプキャブレターで、厳密にオリジナルのままではなければならない。疑義を避けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造上の公差の範囲内で、公認査察時に査察員によって封印されC I K - F I Aで保管されているキャブレターとすべての面で同一でなければならないことを意味する。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって寄託された工具に適合していなければならない。
- 7.～9. (略)
- 10. タイヤ：C I K - F I A公認5インチプライムタイプ。
- 11.～12. (略)

第45条 (略)

第46条 OK

1. 公認エンジンへの改造はすべて認められる。ただし、OK公認書に記載されているオリジナル部品の当初の外観、寸法、図面または写真から変更されるような改造は、本規則の条項で明確に許可されている場合、または安全上の理由（C I K - F I Aによって発表される）がある場合を除き、禁止される。
2. ベーシック・エンジンは特定の部門すべての使用に適合できるものでなければならない。
3. ダイレクト・ドライブ・シングル・シリンダー・2ストローク・レシプロケイティング・エンジンはC I K - F I Aによって公認される。
4. 新素材は禁止される。
5. 機械的な機能および/または伝達力を持つ部品については鉄もしくはアルミニウムを使用すること。
6. カーボンはずべての構成部分において使用を禁止する。
7. エンジンのクランクケースおよびシリンダーは、アルミニウムの鋳物の使用を義務付ける。
8. クランクシャフト、コネクティング・ロッドとクロスヘッドピンは磁気鉄鋼の使用を義務付ける。
9. ピストンはアルミニウムの鋳造か鍛造が義務付けられる。
10. 鉄の鋳型ライナー付のシリンダーとする。
11. シリンダーの最大容積：125cc。
12. ストロークは最短54mmから最長54.5mmの間で構成される。
13. 水冷（クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド）は1回路のみとする。
14. 冷却は、単一回路の1つの自由なラジエーターに制限され、いかなる他の組み合わせも除外される。サーモスタットの正常な機能のために内部回路を付加することは認められる。
15. クランクケースやシリンダー内部のリードバルブ吸気方式とする。
16. 図No. 22に合致し、エンジンとともに公認された特定の単一型パワーバルブ。
17. 過給は禁止する。
18. 燃焼室の最小容積は9ccとし、付則No. 1cによる測定方法とする。
19. スパーク・プラグ：銘柄は自由（量産品で厳密に当初のままとする）。シリンダーヘッド上に締め込まれたスパーク・プラグのパレル（電極は含まない）は、燃焼室ドームの上部を超えてはならない。
20. 排気角度は排気ポートで最大194°とし、その測定は技術規定2.25.3.2に記載されている方法に従い、ライナーのレベルで行われる。
21. デコンプレッションバルブが義務付けられる。それは、シリンダーヘッド頂部に装着されなければならない。
22. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法-長さ：18.5mm；
ピッチ：M14×1.25
23. クランクシャフトとは反対の方向に回転するアンバランス・システムを用いた公認バランスシャフトの使用が義務付けられる。バランスは最小25%（詳細は公認規則を参照）。外部から直接その配置と操作がコントロール可能なバランスシャフトでなければならない。
24. エンジン回転数は16,000rpmまでとする。
25. 最大直径24mmの2本の調整用スクリューを備える公認バタフライタイプキャブレターで、厳密にオリジナルのままではなければならない。疑義を避けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造上の公差の範囲内で、公認査察時に査察員によって封印されC I K - F I Aで保管されているキャブレターとすべての面で同一でなければならないことを意味する。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に

適合していなければならない。

26. クラッチは認められない。
27. スターターは認められない。
28. バッテリーは認められない。
29. 図No. 21に合致しOK公認された特定の単一型排気装置
30. C I K - F I Aは23mmのダクトを2つ備えた吸気消音器を公認する。
31. 音量は7,500 r p mで最高100 d B / Aを限度とする。
32. 加えられる潤滑油の量は、燃料の4%を限度とする。
33. 化学物質排気量の制限は公認時に規制される。
34. 認証：30mm×20mmの平らな場所に特定する認証ステッカーを取り付ける。
 - シリンダーの前
 - ハーフ・サンブ用のリード・ボックス・ハウジングの上部
35. タイヤ：C I K - F I A公認5インチプライムタイプ
36. 最低総重量：145 k g (ドライバー含む)
37. カートの最低重量(燃料を除く)：70 k g

第47条 OK-Junior

公認エンジンへの改造はすべて認められる。ただし、OK-Junior公認書に記載されているオリジナル部品の当初の外観、寸法、図面または写真から変更されるような改造は、本規則の条項で明確に許可されている場合、または安全上の理由(C I K - F I Aによって発表される)がある場合を除き、禁止される。

第46条で規定された特徴を維持し以下の差異を有したOKで公認したエンジン。

1. パワーバルブは許可せず：代わりに機械加工を伴わないシリンダー内部の公認され固定されたプランキングカバーまたはシリンダー内部のハウジング。
2. 技術規則付則2.25.3.2の方法に従い、ライナーのレベルで測定したとき、排気ポート上の排気角度は最大170度を限度とする。
3. エンジンの回転数は14,000 r p mまでとする。
4. 燃焼室の最小容積は12ccとし、付則No. 1bによる測定方法とする。
5. 図No. 23に合致し、OK-Junior公認された指定の単室(送)排気装置
6. 最大直径20mmの2本の調整用スクリューを備えるOK-Junior公認バタフライタイプキャブレターで、厳密にオリジナルのままであればならない。疑義を避けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造上の公差の範囲内で、公認査察時に査察員によって封印されC I K - F I Aで保管されているキャブレターとすべての面で同一でなければならないことを意味する。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に適合していなければならない。
7. 冷却装置は自由な単一の回路のラジエーターひとつに限定され、その他のいかなる組み合わせも除外される。サーモスタットを正常に機能させるために1本の内部回路を追加することは許される。
8. 最大14,000 r p mのリミッター付き公認点火装置。
9. タイヤ：C I K - F I A公認5インチオプションタイプ。
10. 最低総重量：140 k g (ドライバー含む)。
11. カートの最低重量：75 k g (燃料を除く)。

第48条 K Z 2 および K Z 1

- a) ~ b) (略)
1. ~ 15. (略)
16. 排気消音器：公認され、使用義務。図No. 20に従った排気と消音器の取り付け。
17. タイヤ：5インチ
 - K Z 1：公認されたプライムタイプ
 - K Z 2：公認されたプライムまたはオプションタイプ

18. ~ 19. (略)

第49条~第52条 (略)

第53条 本規則の施行

本規則は、2016年1月1日より施行する。

2017年J A F国内カート競技規則付則・指定カートタイヤについて

1. 指定カートタイヤに要求される項目

- 1) (略)
- 2) 性能：
 - (1) ドライタイヤについては下記の通りとする。
 - ① 走行中グリップの限界を超えた場合に急激な性能変化がなく、コントロール性であること(滑りが予知できること)。
 - ② グリップ性能が低下することなく十分な耐久性を有すること。
 - ③ 常温時(摂氏20度)に下記の距離の走行が可能であること。
 - a. F S - 125：およそ400 k m
 - b. F P - J r / F P - 2 / F P - 3：およそ600 k m
 - c. F P - J r C a d e t s：およそ600 k m
 - (2) ~ (3) (略)

2. 指定タイヤの申請について

- 1) (略)
- 2) 申請方法：

下記要領に従い申請すること。

 - (1) ~ (2) (略)
 - (3) 申請内容：
 - ① 申請日
 - ② 申請者名
 - ③ 型式および銘柄
 - ④ 適用クラス……次の3クラスの中から適用クラスを明記すること。
 - a. F S - 125
 - b. F P - J r / F P - 2 / F P - 3
 - c. F P - J r C a d e t s
 - ⑤ 諸元表
 - ⑥ 性能概要
 - ⑦ 配給形態および配給網一覧(全国的に安定した配給を行い得る配給網が確保されていることを証明できる資料)
 - ⑧ 外国製品を申請する指定代理店または輸入代理店については、製造者の委託を受けたことを証明できる書類。
 - ⑨ 仕様および性能を変更することなく指定期間中は全国的に安定供給を行う旨の契約書。

3. 指定基準

- 1) 1つの銘柄は、原則として仕様および性能を変更することなく指定期間中は全国的に安定供給できること。ただし、J A F国内カート競技車両規則の改定等により仕様および性能を変更する必要がある場合、当該製造者はそれに協力できること。
- 2) (略)

4. タイヤの指定

- 1) 申請のあったカートタイヤについては、上記3. の指定基準に基づき申請内容を審査し、必要に応じ資料の補完を行い、性能概要テストおよび/または査察を実施のうえ指定する。書類審査および査察は遅くとも申請した日から2ヶ月以内に行われる。

- 2) (略)
5. タイヤの指定期間

タイヤの指定期間は6年間とするが、指定期間中であっても安定供給がされていないと見なされた場合、指定を取消すことがある。

再指定申請は妨げない。その場合、本規定に従い手続きを行うこと。

以上

2016年日本カート選手権規定

[公示No.2015-K008]

※下線部 改正箇所

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という。)は2016年(以下「当該年」という。)のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。

第2条 日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権
3. ジュニア選手権

※全日本選手権およびジュニア選手権については夫々の地域シリーズ終了後、最終競技会として東西統一競技会を開催する。

第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

1. 全日本選手権
全日本選手権は以下の2部門に区分する。
 - 1) KF部門
 - 2) フォーミュラスーパー125(FS-125)部門
2. 地方選手権

地方選手権は以下の5部門に区分する。第1種コースで開催される1つのシリーズ(第38条の2「競技の構成」参照)は3部門以内、第2種コースで開催される1つのシリーズ(第38条の2「競技の構成」参照)は1部門で構成される。

- 1) フォーミュラピストン2(FP-2)部門
- 2) フォーミュラピストン3(FP-3)部門
- 3) フォーミュラスーパー4(FS-4)部門
- 4) フォーミュラスーパー125(FS-125)部門
- 5) フォーミュラC-2(FC-2)部門
3. ジュニア選手権
ジュニア選手権は以下の2部門に区分する。
 - 1) フォーミュラピストンジュニア(FP-Jr)部門
 - 2) フォーミュラピストンジュニアアカデット(FP-Jr Cadets)部門

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区分	部門	走行距離または時間(各ヒートの合計)	
		最短	最長
全日本選手権	KF	30kmまたは30分	90kmまたは90分
	FS-125	//	//
地方選手権	FP-2	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-3	//	//
	FS-4	//	//
	FS-125	//	//
	FC-2	//	//
ジュニア選手権	FP-Jr	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-Jr Cadets	20kmまたは20分	40kmまたは40分

第5条 選手権競技の成立要件

第3条に規定する部門毎にそれぞれ5台以上の車両の出走をもって成立とする。5台に満たない場合は、第6条に定める選手権得点は与えられない。

第6条 得点基準

日本カート選手権として認定された各競技会において、第3条に規定する部門毎に第2章全日本選手権、第3章地方選手権または第4章ジュニア選手権で定める基準により得点が与えられる。

第7条 選手権保持者の認定

JAFは第6条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。

複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1. 有効得点の中で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦(全日本選手権FS-125部門およびジュニア選手権(FP-Jr Cadets)部門コースシリーズを除く)においては東西統一競技会をいう。)で上位順位を得た者を上位とする。
なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。
3. 上記1および2の方法によっても結果が出ない場合は、同順位とする、ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
例)2位が複数の場合:1位、2位、2位、4位

第8条 賞の授与

日本カート選手権保持者として認定された者に対して、JAFが別に定めた「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第9条 選手権の認定

全日本選手権は国内格式以上、地方選手権は準国内格式以上、ジュニア選手権競技会は準国内格式以上とし、夫々の選手権として申請された競技会の中からJAFが認定したものに対してのみタイトルの使用が許可される。

JAFは競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会を選手権から除外する場合がある。

第10条 カレンダー登録

日本カート選手権競技会のカレンダー登録は、別に定める「JAFカートカレンダー登録規定」による。

第11条 組織許可

JAFは、オーガナイザーが本規定およびJAFによる付帯条件等を遵守することを条件として、日本カート選手権競技の組織許可を与える。

第12条 組織許可申請の手続き

日本カート選手権競技会のカレンダー登録が認められた者は、

開催日の2ヵ月前までに所定の書式により当該競技会の組織許可申請書類をJAFに提出すること。

第13条 参加者名簿のJAFへの提出

オーガナイザーは、国内競技規則4-28に基づき競技会開催日の7日前までに参加者名簿の写しをJAFに提出すること。

第14条 JAFオブザーバーの派遣

日本カート選手権競技会にはJAFからオブザーバーを派遣する場合がある。

第15条 参加台数の制限

日本カート選手権競技会の参加台数は、当該競技開催場所のバドック、駐車場の面積によりJAFが参加台数を制限する場合がある。

第16条 参加申込の拒否

オーガナイザーは、国内競技規則4-19に基づき、参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告すること。

第17条 日本選手権競技の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、日本カート選手権競技会を延期または中止とする場合、開催予定日の2ヵ月前（天災地変またはこれに準ずる理由があるときを除く）までに、JAFに理由を付して届出を行い、承認を受けたいえ、必要な公示を行うこと。

正当な理由がなく、認定された日本選手権競技を中止または開催を行わなかったオーガナイザーに対しては、次年度の日本選手権競技の開催を認めない。

第18条 規則違反

1. 日本カート選手権競技に適用される規則に違反した者に対し、JAFは罰則を課する場合がある。
2. 年齢、ライセンス等、出場資格に制限のある日本カート選手権競技で、その資格に違反してエントリーしたことが競技会開始後に判明したドライバーについて、JAFは当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第19条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合はJAFがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第20条 適用規則

全日本選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、全日本カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. KF部門：
JAF国内カート競技車両規則第45条に定めるKF1車両とする。
2. FS-125部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるFS-125車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. KF部門：

- 1) 国際Bドライバーライセンス以上の所持者。
- 2) 国際Cおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。
 - (1) 当該年の前年の全日本選手権のKF部門に出場した実績のある者。
 - (2) 過去の全日本選手権SuperKF部門、KF1部門あるいはKF部門で、年間総合順位が10位以内であった者。
 - (3) 当該年の前年の全日本選手権FS-125部門で、年間総合順位が10位以内の者。
 - (4) JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。

2. FS-125部門：

- 1) 国内Aドライバーライセンス以上の所持者
- 2) ジュニアAまたはジュニア国際ドライバーライセンス所持者（満14歳以上または当該年に満14歳となる者）で、下記の何れかの実績を満たし、かつJAFによって特に認められた者。
 - (1) 当該年の前年の地方選手権シリーズ（地域・コース）のFS-125部門で5位以内となった者。
 - (2) 当該年の前年のジュニアカート選手権シリーズのFP-Jr部門で1位となった者。
3. 東西統一競技会（東西統一競技会の構成については、第27条2「競技の構成」参照）FS-125部門：
 - 1) 当該年の東地域、西地域（第27条1「地域区分」参照）夫々で開催された全日本選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。
 - 2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第23条 開催資格

全日本選手権を開催するオーガナイザーは、以下の条件を満たしていること。

1. カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本カート選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。
※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。
2. カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは公認カートコース団体とする。

第24条 開催場所

全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。KF部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。

1. 全長：800m以上
2. 走路の幅員：7~12m
3. スタート/フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上
4. 2つの走路区域の間：6m以上

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFは、全日本選手権KF部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. JAFは、全日本選手権FS-125部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. KF部門最終競技会およびFS-125部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、

JAFが指定し、認定する。

第26条 審査委員会の認定

全日本選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. KF部門

- 1) 地域区分：設けない。
- 2) 競技の構成：KF部門は1競技会2レース制とする。

2. FS-125部門

- 1) 地域区分：東地域および西地域の2つの地域シリーズとして区分する。

東西統一競技会は、2つの地域シリーズ終了後、開催される。

東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

- 2) 競技の構成：1競技会1レース制とする。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が増算される。

表a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22~23台	11位まで
38~39台	19位まで	20~21台	10位まで
36~37台	18位まで	18~19台	9位まで
34~35台	17位まで	16~17台	8位まで
32~33台	16位まで	14~15台	7位まで
30~31台	15位まで	12~13台	6位まで
28~29台	14位まで	10~11台	5位まで
26~27台	13位まで	8~9台	4位まで
24~25台	12位まで	5~7台	3位まで

1. KF部門、FS-125部門得点基準表は表b①と②による。
2. FS-125部門東西統一競技会の得点は得点基準表b①の1.5倍とする。
3. KF部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
得点対象となるレースがKF部門においては6回に満たない場合は、全得点を合算する。
4. FS-125部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表b (KF/F S-125部門)

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点 (10位まで)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位から10位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位から10位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条 全日本選手権の成立

1. KF部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
2. FS-125部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条 適用規則

地方選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、地方カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラピストン2 (FP-2) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第36条に定めるフォーミュラピストン2 (FP-2) 車両とする。
2. フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン3 (FP-3) 車両とする。
3. フォーミュラスーパー4 (FS-4) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第40条に定めるフォーミュラスーパー4 (FS-4) 車両とする。
4. フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるフォーミュラスーパー125 (FS-125) 車両とする。
5. フォーミュラC-2 (FC-2) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第39条に定めるフォーミュラC-2 (FC-2) 車両とする。

第33条 ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部のみとする。

1. FP-2 / FP-3 / FS-4 / FS-125部門
 - 1) 国内Bドライバーライセンス以上の所持者。
 - 2) ジュニアAまたはジュニア国際ドライバーライセンス所持者 (満13歳以上または当該年13歳になる者) で、下記の何れかの条件を満たす者。
 - (1) 当該年の前年ジュニア選手権競技会に出場した実績のある者。
 - (2) 参加申込時点において過去12ヶ月以内にクローズ

ド格式以上の競技会に3回以上出場した実績(ライセンス取得後の実績)のある者。

- 3) 第38条2. 1) に定める地域シリーズとして開催されるFP-3部門は、満18歳以上の国内Bドライバーライセンス以上の所持者とする。
2. FC-2部門
国内Bドライバーライセンス以上の所持者。

第34条 開催資格

地方選手権を開催するオーガナイザーは、下記の何れかの条件を満たした加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

1. カレンダー登録申請時点で過去に単独で制限付格式以上の公認競技会を5回以上開催した実績を有する者。
2. 上記1を満たしていない場合は、過去に全日本選手権競技会を3回以上開催した実績のあるクラブ若しくは団体との共催により開催することをJAFが認めた場合。

第35条 開催場所

地方選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

FC-2部門の開催場所については、第2種カートコース(準国内)に限定する。

第36条 申請と認定

1. FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門
 - 1) 地方選手権(FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門)は、第38条2に定めるシリーズ毎に第3条2で規定する4部門から、何れか3部門以内をオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。
 - 2) JAFは、地方選手権(FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門)として申請された競技会の中から、東地域、西地域(第38条1「地域区分」参照)および各カートコース毎に夫々3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
2. FC-2部門
 - 1) 地方選手権(FC-2部門)は、第38条2. 2)に定めるシリーズ毎にオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。
 - 2) JAFは、地方選手権(FC-2部門)として申請された競技会の中から、各カートコース毎にそれぞれ3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

第37条 審査委員会の認定

地方選手権競技会における審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。

他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

第38条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分:
 - 1) 東地域:北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
 - 2) 西地域:静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
2. 競技の構成:

地方選手権は、次の2つのシリーズから構成される。

 - 1) 地域シリーズ:

地域シリーズは、全日本選手権競技会との併催により、

前項1の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。この場合の呼称は、当該地域名(東地域、西地域)を付す。

- 2) コースシリーズ:

コースシリーズは、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第39条 得点基準

1. 各シリーズの各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。
2. ドライバーは、年間を通じて第38条の異なるシリーズに出場することができる。出場するシリーズ毎に第3条の2に規定する部門を任意に選択することができる。
3. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第32条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22~23台	11位まで
38~39台	19位まで	20~21台	10位まで
36~37台	18位まで	18~19台	9位まで
34~35台	17位まで	16~17台	8位まで
32~33台	16位まで	14~15台	7位まで
30~31台	15位まで	12~13台	6位まで
28~29台	14位まで	10~11台	5位まで
26~27台	13位まで	8~9台	4位まで
24~25台	12位まで	5~7台	3位まで

FP-2/FP-3/FS-4/FS-125/FC-2部門:
得点基準は表bによる。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の80%(小数点以下四捨五入)とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

ただし、開催された競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたシリーズ毎の当該部門競技会のレースのすべてが得点合計の対象となる。

表b (FP-2/FP-3/FS-4/FS-125/FC-2部門)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第40条 競技番号の指定

前年の当該地域の地方選手権の各部門1位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。同競技番号は、シリーズ1位を得た地域ならびに当該部門でのみ使用が認められ、他地域ならびに他部門での使用は認められない。

なお、前年1位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号とする。

第41条 地方選手権の成立

第38条に定める何れかのシリーズで、第32条に定められた各部門の競技会が当該年度で夫々3回以上開催されなければ、当該シリーズは成立しない。

第4章 ジュニア選手権

第42条 適用規則

ジュニア選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、ジュニアカート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門：
第34条に定めるフォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 車両とする。
2. フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門：
第35条に定めるフォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 車両とする。

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域は東地域または西地域（第49条1「地域区分」参照）の何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門
 - 1) ライセンス
ジュニアドライバーライセンス所持者とする。
ただし、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者は、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。
(1) ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。
(2) JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。
 - 2) 年齢制限
12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。
なお、当該年に満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のフォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門に出場することが認められる。
 - 3) 東西統一競技会：
 - (1) 当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。
 - (2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。
 2. フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門
 - 1) ライセンス
ジュニアドライバーライセンス所持者とする。
ただし、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者は、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。
(1) ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。
(2) ライセンス取得後JAF公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が20時間以上あり、その証明を有する者。
(3) JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。
 - 2) 年齢制限
10歳（10歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。
なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選

手権競技に出場することが認められる。

- 3) 出場できる地域シリーズは、東地域または西地域（第49条の1「地域区分」参照）の何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。ただし、地域シリーズとコースシリーズに重複して出場することは認められる。
- 4) 東西統一競技会：
 - (1) 当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会、またはコースシリーズ競技会に出場した実績を有する者。
 - (2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第45条 開催資格

ジュニア選手権を開催するオーガナイザーは、カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

第46条 開催場所

ジュニア選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

第47条 申請と認定

1. ジュニア選手権は、コースシリーズとして開催されるフォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門を除き、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域および各カートコース毎に夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. ジュニア選手権東西統一競技会の開催は、原則として、全日本選手権東西統一競技会との併催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第48条 審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：
 - 1) 東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
 - 2) 西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
2. 競技の構成：
ジュニア選手権は、次の2つから構成される。
 - 1) 地域シリーズ：
地域シリーズは、前項1.の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。
東西統一競技会は、上記の選手権競技会終了後、開催される。
 - 2) コースシリーズ：(FP-Jr Cadets部門のみ)

コースシリーズ、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第50条 得点基準

1. 選手権競技会として認定された各競技会において、出場台数に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限され、下表 b の通り得点が与えられる。
2. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第43条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。
3. 東西統一競技会の得点は得点基準表 b の1.5倍とする。
4. 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。
5. コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22~23台	11位まで
38~39台	19位まで	20~21台	10位まで
36~37台	18位まで	18~19台	9位まで
34~35台	17位まで	16~17台	8位まで
32~33台	16位まで	14~15台	7位まで
30~31台	15位まで	12~13台	6位まで
28~29台	14位まで	10~11台	5位まで
26~27台	13位まで	8~9台	4位まで
24~25台	12位まで	5~7台	3位まで

表 b

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第51条 競技番号の指定

本年度のジュニア選手権各部門各シリーズ1位から10位の者に対して、翌年も本ジュニア選手権の同一部門同一シリーズに出場する場合には、順位と同一の競技番号を与える。

第52条 ジュニア選手権の成立

1. 地域シリーズについては、第49条1に定める東・西何れかの地域で、第3条3に定めるフォーミュラピストンジュニア (F P - J r) 部門、フォーミュラピストンジュニアカデット (F P - J r C a d e t s) 部門毎に、競技会が当該年度に夫々3回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
2. コースシリーズについては、競技会が当該年度に3回以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。

第53条 本規定の施行

本規定は、2016年1月1日より施行する。

以上

カートライセンス発給規定の一部改正

[公示No.2015-K009]

※下線部 改正箇所

第1条~第6条 (略)

第7条 カートドライバーライセンスの新規申請

1. 新たにドライバーライセンスを取得しようとする者は、次の条件のいずれか1つを満たさなければならない。
 身体の障害のある者は、ライセンスを取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならない。
 1) クローズド競技参加によるもの：(略)
 2) 講習会受講によるもの：(略)
 3) 推薦によるもの：(略)
 4) 自動車競技運転者許可証の所持者は次の通り同一年または翌年のカートドライバーライセンスの資格を申請できる。

J A F は申請に基づき、審査のうえ、当該申請者に対し次の通りライセンスを発給することができる。

国内競技運転者許可証 A

→ カートドライバーライセンス国内 A 以下

国際競技運転者許可証 C 以上

→ カートドライバーライセンス国際 B 以下

※カート国際ドライバーライセンス所持者は、J A F 国内競技規則則・J A F スポーツ資格登録規定に従い、次の通り自動車競技運転者許可証の資格を申請できる。

カート国際 C ライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内 A 以下の許可証を申請できる。

2. 以上のいずれかを満たした者は申請資格取得後、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ、J A F 各地方本部に提出するものとする。また、前項 1. 1) ~ 3) による申請については、申請資格取得後30日以内に行わなければならない。
3. 申請必要書類：(略)

第8条~第25条 (略)

以上